

平成23年度

事業計画

社団法人 全国市有物件災害共済会

本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として、各事業を実施しております。

平成23年度においては、新公益法人制度における公益社団法人への移行認定申請を実施するにあたり、公益社団法人に求められる目的、事業設計、会計・財務、情報開示やガバナンスを整え、移行認定申請手続を進めます。

このことから、本年度における事業計画上の区分については、移行認定申請にかかる変更後の定款案に相当する事業区分として記載しています。

また平成23年3月に発生した東日本大震災等に被災された各市をはじめ、市民の皆様の一日も早い復興の一助を担えるよう、全ての事業において検討を進めてまいります。

1 地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業

地方自治法第263条の2の規定に基づき、全国各市等の委託を受け、市等の所有する財産（建物、自動車）の損害に対する相互救済事業を行っております。

建物総合損害共済においては、今年度より実施する一般物件及び住宅物件の大幅な分担金基率の引き下げを実施いたします。この結果、建物分担金収入は、前年度実績に対して19.6%減の49億5,210万円を見込んでおります。

自動車損害共済においては、車両、対物、対人の契約間及び車種間の損害率較差是正のため分担金基率の改正を検討いたします。

また、共済委託車両のより一層の増加に努めるとともに、総合契約（示談代行付き契約）への加入促進及び、対物損害賠償担保契約について1事故あたりの共済金支払額を無制限とする契約に移行するよう勧奨に努めます。

自動車分担金収入は、31億5,070万円を見込んでおります。

なお、平成22年度中に発生した地震等により被災された共済委託市に対し、地震災害見舞金規程に基づき、交付限度額の32億9,200万円のお見舞金のお支払いを予定しております。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災等による特例の地震災害見舞金のお支払いを検討いたします。

2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

有識者や実務者で構成する委員会を設置し、ごみ処理施設等の効果的な事故予防策及び事故発生時の対応策などに関する調査研究を行います。

また、建物総合損害共済において支払件数の増加が顕著な落雷事故の被害軽減策の調査研究を行います。

3 還元融資事業

還元融資事業については、低廉な利率で市等の事業資金を提供し、できるだけ多くの市等にご活用いただくよう、利用促進に努めます。

本年度の融資総額は、還元融資規程に基づくと115億7,230万円となりますところ東日本大震災等を考慮し、昨年度融資実績の97億2,460万円といたします。

なお、本事業は、上記しました変更後の定款案における事業名は「消防・防災施設整備事業等資金融資事業」として規定しております。

4 防災専門図書館事業

防災関係の図書及び資料については、引き続き防災対策に役立つ、より有益なものを選定し収集するとともに、そのデータを蔵書検索システムに登録して、多くの方々にご活用いただけますよう努めてまいります。

また、このたびの震災に際し、これまで蓄積してまいりました蔵書を、「廃棄物処理」など活用いただきやすいテーマ毎にリストを作成するなどして、その復旧・復興に関する情報収集にお役立ていただけますよう、細やかなサービスを展開してまいります。

5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

- (1) このたびの震災による甚大かつ広範な被害に接して、災害の防止、軽減のための対策が公共性、公益性の面から重要であることを改めて再認識し、都市の災害防止に関する事業のより一層の充実、推進に努めてまいります。

今年度も、財団法人日本都市センター等との共同主催で、全国各都市の職員等を対象に「第13回都市防災推進セミナー」を平成23年11月に日本都市センター会館において開催し、耐震をテーマとした「第5回耐震グランプリ」を実施いたします。

なお、地震災害対策の参考としていただくため、前回の「第4回耐震グランプリ」の資料集を増刷し、会員各市等に配付いたします。

- (2) 全国都市の市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的としている全国市長会及び全国市議会議長会に対し、その調査研究及び刊行部門に協助するため、協助金を交付いたします。
- (3) 地域主権の確立と地方の自立・再生を進める様々な調査研究、政策提言等を実施している財団法人日本都市センターに対し、都市問題研究等の調査研究事業助成金を交付いたします。
- (4) 財団法人日本消防協会の実施する「消防団活動情報提供事業」及び財団法人日本防火協会の実施する「少年消防クラブ活性化推進事業」へ都市の災害防止に関する事業への協賛として協助金を交付いたします。

6 日本都市センター会館事業

日本都市センター会館の運営については、効率的な会館の維持管理を行い、都市関係者の利用推進を図ります。

7 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

道路管理に係る賠償責任保険取扱業務は、本年度においても積極的に加入促進を図るとともに、社会全般の賠償水準の上昇に見合った契約に移行するよう勧奨に努めます。

自動車損害賠償保障法による代理店の業務は、自動車損害共済の普及活動に併せ、自動車損害賠償責任保険契約の加入を勧奨し、市有車両管理の一助となるよう努めます。